

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 15 回 経 済 建 設 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日	平成 24 年 8 月 29 日（水曜日）	開会 13 時 30 分	閉会 16 時 40 分
開 催 場 所	第一委員会室		
出 席 委 員	山口、山本、坂井、小野、三上、窪之内	事 務 局	中嶋事務局長
	議長、委員外～渡辺、清水、渡邊、木下		菊井次長
欠 席 委 員			原田主事
説 明 員	別紙のとおり	議 件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。		
	○ 地域主権改革一括法の施行に伴う関係条例の制定改廃について		
	(1) 新滝川市活力再生プラン平成 23 年度実績報告及び最終報告について		
	(2) 株式会社滝川振興公社第 50 回定時株主総会等の開催結果について		
	(3) 高校生のための就職支援セミナーの開催結果について		
	(4) スカイスポーツイベント「サマースカイフェスタ 2012」の開催結果について		
	(5) 公の施設の指定管理者の公募について（サンライフ滝川）		
	(6) 地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について （水道法関係（丸加高原健康の郷専用水道））		
	(7) 物産振興・産業振興等について		
	(8) 新滝川市活力再生プラン平成 23 年度実績報告及び最終報告について		
	(9) 6 丁目排水機場の改修工事及び管理主体について		
	(10) 農業体質強化基盤整備促進事業の進捗状況について		
	(11) 株式会社滝川グリーンズに関する報告について ・ 定時株主総会の開催結果について ・ 経営診断業務の実施について		
	(12) 新滝川市活力再生プラン平成 23 年度実績報告及び最終報告について		
	(13) 地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について（道路法関係）		
	(14) 地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について（都市公園法関係）		
	(15) 建設部工事発注状況について		
	(16) 平成 24 年度一般会計補正予算について		
	(17) 石狩川流域下水道組合規約の変更について		

[illegible]

平成24年8月27日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

経済建設常任委員会への説明員の出席について

平成24年8月3日付け滝議第44号で通知のありました経済建設常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

副市長	鈴 木 光 一
総務部総務課長	田 中 嘉 樹
総務部総務課法制文書室長	横 山 浩 丈
経済部長	五十嵐 千夏雄
経済部次長	居 林 俊 男
経済部商業観光課長	浦 川 学 央
経済部商業観光課主幹	日 口 裕 二
経済部商業観光課副主幹	鎌 塚 忠 夫
経済部商業観光課副主幹	柳 圭 史
経済部商業観光課主査	青 木 康 男
経済部商業観光課主任主事	今 安紀子
経済部商業観光課主任主事	清 水 拡 智
経済部産業振興課副主幹	諏 佐 孝
農政部長	若 山 重 樹
農政部次長	中 島 隆 宏
農政部参事	多 田 幸 秀
農政部農政課副主幹	菊 田 健 二
農政部農政課主査	山 本 健 裕
農政部農政課農業基盤整備室長	北 野 清 隆
農政部農政課農業基盤整備室副主幹	鎌 倉 幸 男
建設部長	大 平 正 一
建設部技監	高 瀬 慎二郎
建設部土木課長	深 瀬 文 彦
建設部土木課副主幹	尾 崎 敦
建設部土木課副主幹	千 葉 一 稔
建設部土木課主査	近 藤 誕 樹

建設部土木課都市計画室長
建設部土木課都市計画室副主幹
建設部土木課都市計画室副主幹
建設部土木課都市計画室主査
建設部土木課都市計画室主任技師
建設部建築住宅課主幹
建設部建築住宅課副主幹
建設部建築住宅課副主幹
建設部建築住宅課主査

千 葉 豊
湯 浅 芳 和
山 崎 智 弘
岡 崎 卓 哉
東 忠 司
伊 藤 和 博
三 吉 修 司
林 仁 彦
~~薦 田 啓 之~~

(総務部総務課総務グループ)

第15回 経済建設常任委員会

H24. 8. 29(水)13:30～
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

○ 地域主権改革一括法の施行に伴う関係条例の制定改廃について（資料）総務課
《経済部》

- (1) 新滝川市活力再生プラン平成23年度実績報告及び最終報告について（資料）経 済 部
- (2) 株式会社滝川振興公社第50回定時株主総会等の開催結果について（資料）商業観光課
- (3) 高校生のための就職支援セミナーの開催結果について（資料）〃
- (4) スカイスポーツイベント「サマースカイフェスタ2012」の開催結果について（資料）〃
- (5) 公の施設の指定管理者の公募について（サンライフ滝川）（資料）〃
- (6) 地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について
（水道法関係（丸加高原健康の郷専用水道））（資料）〃
- (7) 物産振興・産業振興等について（資料）産業振興課

《農政部》

- (8) 新滝川市活力再生プラン平成23年度実績報告及び最終報告について（資料）農 政 部
- (9) 6丁目排水機場の改修工事及び管理主体について（資料）農 政 課
- (10) 農業体質強化基盤整備促進事業の進捗状況について（資料）〃
- (11) 株式会社滝川グリーンズに関する報告について（資料）〃
 - ・ 定時株主総会の開催結果について
 - ・ 経営診断業務の実施について

《建設部》

- (12) 新滝川市活力再生プラン平成23年度実績報告及び最終報告について（資料）建 設 部
- (13) 地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について（道路法関係）（資料）土 木 課
- (14) 地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について（都市公園法関係）（資料）〃
- (15) 建設部工事発注状況について（資料）〃
- (16) 平成24年度一般会計補正予算について（資料）都市計画室
- (17) 石狩川流域下水道組合規約の変更について（資料）〃
- (18) 地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について（下水道法関係）（資料）〃
- (19) 専決処分について（市営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いの請求
に関する調停の申立て及び公営住宅の明渡し等）（資料）建築住宅課
- (20) 専決処分について（滝川市立開西中学校改築工事に係る工事請負契約の変更）（資料）〃
- (21) 地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について（公営住宅法関係）（資料）〃

2. 第3回定例会以降の調査事項について～別紙

3. その他について

4. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第15回 経済建設常任委員会

H24. 8. 29 (水) 13 : 30 ~

第 一 委 員 会 室

開 会 13 : 30

委 員 長 ただいまより第15回経済建設常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委 員 長 まず、委員動静ですが、議長及び委員外議員として渡辺精郎議員、渡邊龍之議員、木下議員、清水議員の出席を許可いたします。委員は全員出席であります。きょうの案件は21件にわたりますので、説明、答弁等簡潔にお願いいたします。なお、北海道新聞の傍聴を許可いたします。

1. 所管からの報告事項について

委 員 長 それでは、1、所管からの報告事項について、地域主権改革一括法の施行に伴う関係条例の制定改廃について。

○地域主権改革一括法の施行に伴う関係条例の制定改廃について

横山室長 (別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

窪 之 内 1点だけですが、パブリックコメントのあり方についてなのですが、市民意見公募という形でいろんな形で市民意見は公募されるのだと思うのですが、なかなか市民の人たちが自分のこととして考えるということではちょっとパブリックコメントって出しづらいのかなとか、出てこない可能性もあるのではと。それで、市としては、例えばそれぞれの専門家に意見を聞くとかということは考えていないのかどうかについてお伺いしたいと思います。

横山室長 実は、きのうたまたま札幌のほうでこの地域主権の関係の担当者会議があつて出席してきました。その中で大きく2つ問題点があるということに大体なつたのですけれども、1つはやはりパブリックコメントの問題、それからもう一つは人員体制ですとか、例えば介護保険の関係ですと300条を超える条例の提案などを予定しているのですけれども、そういったものの組織体制的に難しいところがあるという部分でございました。パブリックコメントでやっぱりほかの市でも、もちろん札幌市も含めてかなり悩まれているのですけれども、通常の例えば計画のパブリックコメントですとか、総合計画のパブリックコメント等もそうですし、それから滝川ですとかも未来づくり条例ですか、こういった条例をつくっていくというのに当たって専門家の方、有識の市民の方を集めて会議をするというのはすごく出てきやすいのですけれども、この案件についてはどこの市も例えば会議をやるというような形で考えてもなかなか実際のところ進んでいないというのが全道共通した悩みというところでございます。私も、11月の時点では最低パブリックコメントはしましよと、できれば市民委員会、所管の例えば経済部であれば何とか委員会とかありますので、そういった中で審議ができるものがあれば、そういうところで意見を伺う方法もあるのではないかとということでいろいろ相談しながら所管と進めてきました。けれども、実際のところかなり専門性が高い、例えばこの後経済部のほうから説明があるので、水道技術管理者の資格を定めるということになりますと、なかなかそこに市民の方、専門家の方も含めても意見を出しにくい部分が

あるのかなということで今回滝川市の総務課と所管の中ではそういった形ではなく、まずパブリックコメントをやって、もしかしたら今回の形では出てこないのかもしれないのだけれども、少なくとも、今インターネットでのパブリックコメントと、それから江部乙支所と図書館に資料を配付するという形で想定をしているのですけれども、そういった最低限の情報しかなかなか出せないというところがございます。介護保険などではページ数にして200ページぐらいの資料がございます。そういったところで各市非常に悩んでいるところなのですけれども、滝川市といたしましても十分会議等も考えたのですけれども、現実的にはパブリックコメントという形が今のところとり得る手段なのかなということで今回このようになっていくということでございます。

窪 之 内

結局は、今聞くと、形だけに終わりがねないというのが想像できる。例えば広報とかでこういうことをやっていますよと、支所と図書館でといってもやっぱり関心とか、そういう意味では物すごく薄い。例えば料金改定とか、身近に迫るものだったら別なのだけれども。それでも仕方ない、国はこういうことをしろと、そうして条例改正をなさいと言っている以上は、これ以外は考えられないと。例えば全く意見が出ないまま9月1日から30日終わったとした場合には何か考えを持っていますでしょうか。

田中課長

委員さんのご指摘、もっともだと思います。ただ、この地域主権改革という前提が今まで国がすべて定めたのだよと、それを今度は自治体の権限と責任でと。そのためには、当然住民参加、住民にもそういう責任があるのですよということで、一つの手続としましてこういうパブリックコメントの手法をとると。こういうことは、これから行政を進める上では大事なことになるという大前提の中で、今言われた出ないだろうなというのいろんな議論の中であります。ただ、出ないのを前提にこれをしないということになりますので、まずはこの手続を踏むと。その後に例えば専門家から個別に意見を伺うという場面はあるかもしれませんが、今一つの手順としてはこういうことをやらせていただきたいということでございます。

委 員 長
三 上

ほかに質疑ありますか。

総論的な話なのですが、地域の自主性、自立性を高めるためにはこの一括法というのは大変いいことだと思うのです。ただ、各地方自治体は、今職員を減らしたり、そういう中であって本当に今の体制でできるのかということと、それと交付税措置があるのかどうなのか。国のほうからその辺の説明というのはもうされているのでしょうか。

田中課長

今わかっている範囲でということになりますけれども、まず体制でございます。今、総務課内に法制文書室というのを機構改革で設けました。実は、これを進めるためというのが一番大きな目的でございます。本来であれば、いろんな自治体いろんなやり方があります。各所管で全部やってしまうということもありますけれども、これだけの重たいものになりますと、なかなか一体感を持ってやれないだろうと、それで総務課のほうで一定程度コントロールすることで体制を整えました。あと、今度権限移譲の部分で実際今までやっていないことをやらなければいけないというところで、その手法というのを今道に問い合わせをしているのですけれども、すべての部分においてなかなか明確にこうですよというのがまだ得られない状況でございます。ですから、そういう情報をとりながら、例えば体制が足りないのだとすれば、それは正職員なのか、

それとも委託でできるのか、あるいは臨時職員、嘱託職員でできるのか、さまざまなことを検討しなければいけないと思っております。それと、権限移譲につきましては、1件幾らというような、そういったものも既にありますけれども、義務づけ、枠づけが廃止の関係で交付税全体でどうなるのかというところの説明は今現在はないということでございます。

委員長
三上
委員長

よろしいですか。

はい。

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

次に、経済部より(1)、新滝川市活力再生プラン平成23年度実績報告及び最終報告について。

(1) 新滝川市活力再生プラン平成23年度実績報告及び最終報告について

五十嵐部長
委員長

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

それでは、質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

(2)、株式会社滝川振興公社第50回定時株主総会等の開催結果について説明を求めます。

(2) 株式会社滝川振興公社第50回定時株主総会等の開催結果について

五十嵐部長
委員長

(別紙資料に基づき説明する。)

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。(3)、高校生のための就職支援セミナーの開催結果について説明を求めます。

(3) 高校生のための就職支援セミナーの開催結果について

今主任主事
委員長

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

(4)、スカイスポーツイベント「サマースカイフェスタ2012」の開催結果について。

(4) スカイスポーツイベント「サマースカイフェスタ2012」の開催結果について

日口主幹
委員長

(別紙資料に基づき説明する。)

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、報告済みといたします。

(5)、公の施設の指定管理者の公募について(サンライフ滝川)。

それでは、説明を求めます。

(5) 公の施設の指定管理者の公募について(サンライフ滝川)

青木主査

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。
質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。
(6)、地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について説明を求めます。
(6)地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について(水道法関係(丸加高原健康の郷専用水道))

鎌塚副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 それでは、質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。
(7)、物産振興・産業振興等について説明を求めます。
(7)物産振興・産業振興等について

諏佐副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。
質疑ありますか。

坂 井 物産振興についてお伺いいたします。
8月11日、9月1日、軽トラ市1番、2番(ベルロード)というふうなことが記載されているのですが、まずこれの実行主体と構成団体に関して確認をさせていただきたいので、お願いいたします。

諏佐副主幹 物産振興、ほかの催事もそうなのですが、ここに記載しておりますのは市単独で出ているものもありますし、さまざまある協議会として出店しているものもあります。市の職員が何らかの形でかかわっている部分という形で記載させていただいております。今坂井委員のほうからご質問のありました軽トラ市につきましては、滝川地産地消ふるさとづくり協議会が主催となります。実際のところは、軽トラ市のノウハウを持つたきかわ未来プロジェクトという任意団体になりますが、そちらの協力を得て開催しているということになります。
以上です。

坂 井 ありがとうございます。今市の職員がかかわって地産地消ふるさとづくり協議会がやっているというような発言があったのですが、先日8月23日のたきかわ未来プロジェクトの会議におきまして、その会議を仕切っている方が一部の構成団体に対して罵声を浴びせて排除したというようなことがあったというふうに聞いているのですが、まずそれがあったかどうか、事実かどうかを確認させてください。

諏佐副主幹 事実とすれば、そういった場面はあったように思います。私もその会議にオブザーバーとして参加しておりましたので、実際かなり厳しい発言があつて途中退席されるという場面があったように思います。
以上です。

坂 井 あつたのかなというふうに今の発言からはとれるのですが、もしそのような事実があつたとすれば、今後滝川の活性化を図っていく上で市が当然かかわっている組織というところにおいて問題があるのではないかというふうに思います。そのたきかわ未来プロジェクトの地産地消ふるさとづくり協議会の内規や何かというのを見させていただいたのですけれども、会長の選出方法も結構あいま

いだというように見てとれました。今後そういうことを含めて対応や何か言うのをどうしていったらいいものなのかということで、お考えなりご意見をお聞かせいただきたいのですが。

諏佐副主幹

問題意識としては、坂井委員と同じだと私も思っています。ただ、告知を既に9月1日で開催するということとさせていただきますので、まずはイベントのほうは開催させていただきたいと思っています。終わった後に、今回の件に限らず、よりよいものにしていく上でいろいろ反省点もございますので、関係団体と協議してまいりたいと思っています。

以上です。

委員長

よろしいですか。

坂井

はい。

委員長

ほかに質疑ありますか。

窪之内

わかる範囲で結構なのですが、物産振興ということもあるので、実際に物産振興ということで道産子感謝Dayその他で何人ぐらいの人たちにどの程度の品物が売れていっているのかということ、いろんな商店が出ていることもあるのだと思うのですが、その辺が去年と比較してふえていっているのかという、その売り上げや何かも確実にふえて物産振興につながっているのだということがわかるような数字的なものをつかんでいけば、お伺いしたいと思います。

諏佐副主幹

ちょっと数字のほうは今持ち合わせていないので、ないのですが、サッポロビールさんのイベントについては今回滝川市としては初めて出店しています。どういうイベントなのか、効果的なものなのかということも判断したいということもありまして、とりあえず年間通じて行われるものには積極的に一度参加してみたいなと思っています。実際販売していますのは、滝川市でよく売られている農産加工品ですとか菜種油のようなものとか、実際催事場ではビールなんかも販売されていますので、今ちょっと開発中ではあるのですが、SPFポークを使ったソーセージを焼いて販売したりとか、そういったことをしながら滝川市のPRに努めているところです。

以上です。

窪之内

そうしたPRが実際の物産振興という形に結びつかないとならないということだと思うのです。商品開発とかということにもなるのだと思うのですが、サッポロビールはことし初めてだとしても、北海道フェアin代々木とかも含めて今までやってはきているのだと思うのですが、何となく毎年やっているだけという形で、それがどんなふうにかかされているのかというのが余りよくわからないのですが、その辺は年度的な経過を見てこういうふうに広がっているのだというようなのがあれば、お伺いしたいと思います。

居林部次長

物産振興に関しまして、実はことし数をふやしました。その結果というのは、これからだというふうに思っていますし、やっぱりPRの部分でまずは知ってもらうということが大切だと思っていますので、少し数を出してみようという段階です。また、我々も出てほかの物産を見ますと、やはり商品アイテム数が非常に多いと、出しているものが非常に多いということもすごく見受けられますので、そういったところも我々も勉強してやっぱり新たな商品開発ですとか、そういった業者さんともいろいろお話ししながら、少し長い目で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

委員長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。ご苦労さまでした。
所管の入れかえをしますので、暫時休憩いたします。

休 憩 14:29

再 開 14:31

委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
(8)、新滝川市活力再生プラン平成23年度実績報告及び最終報告について説明を求めます。

(8) 新滝川市活力再生プラン平成23年度実績報告及び最終報告について
(別紙資料に基づき説明する。)

若山部長 説明が終わりました。

委員長 質疑ございますか。

窪之内 1点、実績23年度と総括的にも出てきた滝川グリーンの経営健全化についてなのですが、部長の報告はわかるのですけれども、実際には累積欠損金を見ても、市の貸付金を減じれないというところから見てもなぜこういうような状態を脱し切れなかったのかというところの報告というのが少なかったというか、なかったというように思うのです。引き続きと言っていますけれども、今グリーンズでいえば今年度大変な状況にあり、大変というか、本当に根本から見直すという状況にあるときなので、目指したところができなかった要因について若干触れていただきたいというふうに思います。

若山部長 言葉足りなくて申しわけございません。毎年報告しているものですから、その時点の報告でということで総括的にちょっと言葉がなくて申しわけございませんでした。一番の原因としましては、どこもそうでございますけれども、やっぱり入浴客の減というような中身がございまして、あと皆さんもご存じのように、あの施設としての経費の面とかいろいろな形で市の皆様のご理解を得まして支援もちょっと多くなったり、いろんなことをしているのですけれども、いずれにいたしましてもやはり大半を占める入浴客の減というのが一番大きな要因というところでございます。ただ、そればかりは言っておられませんので、その次にどういう手を打つかという形で、例えば営業を少ししっかりするだとか、先ほどご報告させていただきましたけれども、経営改善の計画にのっとっていかにして効果的な営業をやっていくかというところをやりまして平成23年度は少しプラスになったと。ただ、やっぱりいろんな形でその時点でプラスということでございますけれども、キャッシュフローや何かいろんな面を考えたときに、では貸付金は一円も返せなかったかというところ、またそこは違う面はございますけれども、いろんなキャッシュフローを考えたときに、今までマイナス、マイナスというところが前年度だけプラスということで、そのところでキャッシュフローのことを考えて貸付金はちょっとこの状態にしておきまして、そして今年度の話、これ以上の話になりますけれども、今の時点でも今年度はしっかりと計画以上のものを出しているということで年度末には貸付金の減ということも今視野に入れてやっているというところでございます。

以上です。

委員長 よろしいですか。

窪之内 はい。

委員長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

(9)、6丁目排水機場の改修工事及び管理主体について説明を求めます。

(9) 6丁目排水機場の改修工事及び管理主体について

北野室長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

窪之内 質疑ありますか。

まず、機能補償ということで改修工事そのものはすべて補償費で賄われるのかどうかというのが1点。

それと、管理費が先ほど報告あったように滝川市の管理にすることによってこれまでの負担金以上のお金がかかるだろうというふうになった、それはどれくらいというふうに考えればいいのか。それとそれは人件費も含むようになるのかなと思うので、そういったことを含めてプラスになるということなのかということが2点目。

3点目なのですが、運転技術者とかということで市の体制としてはそういうのを受け入れて管理していく人的な、技術的なことは大丈夫と考えていいのかどうか、この3点お伺いします。

北野室長 まず、排水機場の機能補償の改修工事ですけれども、補償工事としまして100パーセント河川側のほうで負担ということになっております。

それから、維持管理費なのですけれども、270万円の中には人件費相当分が示された部分の4分の1が含まれております。そのほか、維持管理費と修繕等が含まれております。4分の1ですので、4分の3を復旧しますとこの倍ぐらいの額になるかなとは思いますが、今後の新しい排水機場の維持管理方法の形態がまだ示されていないものですから、どの程度の維持管理のものが求められるかというのがわからないので、まだ詳しい積算はできておりません。

技術者につきましては、現在滝川市農政課のほうにはおりません。いとすれば、建設部のほうで池の前排水機場と滝川排水機場を2カ所管理しておりますので、そちらのほうからの助言を受けたり、それから今まで空知土地改良区が維持管理していますので、その者から技術継承を受けるなりして、今の段階ではどこかの会社に業務を委託するしか方法はないかなというふうに考えております。

以上です。

窪之内 最後のでいえば、これは農業関係なので、建設部管理にはできないということで、市の中でそういう技術者を利用するということは可能性がないのかどうかというのが1点と、できたときの運営管理費全体について交付税算入というのは全くないのかどうか、この2点お伺いします。

北野室長 土木課との協議も数年前からやっているのですけれども、排水機場が1つふえると、そこに2人、3人の職員を充てなければならぬというふうな状況になります。今現在も決まった人数の中でやっているものですから、それ以上人をふやすということにはならないということで話を伺っております。

それから、交付税算入につきましては、維持管理費については国の補助等もございませんので、全額市負担ということになります。今現在も同じです。

委員長 ほかに質疑ありますか。

小 野

まず、手前にあります蛸の首樋門、あれを国管理でやると、一緒に改修工事やるときには例えば一本化されるのかどうかということと、それから今150馬力3基ついてます。口径が要するに3,600以上ということなのですが、本当にこの3基というのが必要なのかどうかという、例えばそれを150馬力を100馬力に落として3基にすれば、警戒的にぎりぎりではないかと、恐らく大きいほうがいいと思いますけれども、その辺の絡みはどうなっているか、それを確認したいのですが。

北野室長

実際には排水機場は、今の排水機場の位置が石狩川の下流側に移ります。今までの熊穴川の右岸側から左岸側に移ることになります。蛸の首樋門と排水機場は、現在数十メートル離れていますけれども、新しい排水機場は2個併設して、並列してできることになります。工事については、一緒にやるかどうかはまだ決まっておりませんが、躯体自体はほとんどついた状態になりますので、同時に工事が実施されるものと思います。
それから……

(「ポンプの口径」と言う声あり)

北野室長

現在150馬力、1,200ミリで3基ということなのですが、国のほうで今考えているのは少しポンプの径を大きくして2基でやろうかというふうなことで考えているようです。まだ正式な設計ができておりませんので、基本的な考え方は3基ではなくて口径を大きくして2基というふうに話を聞いております。

(「今より能力アップする」と言う声あり)

北野室長

能力的には今と同程度になるというような見込みであります。

委 員 長

よろしいですか。

小 野

はい。

委 員 長

ほかに質疑ありますか。

副委員長

1点だけ。この排水機の関係なのですが、今土木課所管の排水機もある、それとあと江部乙に救急排水機で16丁目に5基ついている排水機もあるのです。あの部分については、滝川市が管理して国で100パーセント交付で後で埋めていただける形にはなっているのですが、水害対策や何かの形の中でやはり基本的に大きな意味で交付税算入には、もともとそういうふうにはなっているのだと思うのですが、そういった水害のときを含めて排水機を動かしたりする管理が市町村で負担がかかるような形にならないように、やっぱり国等に要請をすべきことだったのではないかなというふうに思うのです。だから今回農業関連ということで施設ができるので、災害がないためには国が直轄で本来ならばやるべきことではなかったのかなと思うので、その辺の堤防の改修とあわせて要請が足りなかったのではないかなという感じを受ける。その辺を考えて要請するつもりなくて、そのまま今のこの形になったのかだけお伺いしておきます。国が直轄で管理費も含めて国から100パーセント戻ってくるような場所もあるのに、市で全部出すというののもちょっと納得がいかない分もあるので、その辺の整合性というのはどうなっているのかお伺いします。

北野室長

この排水機場のできる背景というのがありまして、滝川市のまちのほうにある滝川排水機場、池の前排水機場、これについては国がつくって国が維持管理をしますというふうな施設です。その要件等がございまして、それに合致しているものですから、国で維持管理を行っています。この6丁目排水機場は、農業用排水施設として地元から要望のあったものです。地元から要望があつて、設

置については国のほうで国営事業としてやるけれども、管理主体について維持管理費も含めて、それは地元ですというふうな事業になっております。札幌開発建設部管内にある23基も同じ条件です。事業については、国営なり道営なりではやっているのでしょうけれども、維持管理費はすべて地元負担ということになっております。

以上です。

委員長

よろしいですか。

副委員長

はい。

委員長

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

(10)、農業体質強化基盤整備促進事業の進捗状況について説明を求めます。

(10) 農業体質強化基盤整備促進事業の進捗状況について

北野室長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ありますか。

窪之内

これは、今年度のみの事業ということだったのですが、ちょっと気になるのは当初予定件数と実施見込み件数との差で、当初予定していた農家の方たちがいろんな条件でできなくなったとかがあるのだと思うのですが、その辺は納得されているのかどうかお伺いします。

北野室長

当初見込んだときには、まだ圃場等雪のある時期にこのような事業があるということで図上だけで判断をしておりました。その事業のいろんな実施要件が見えてきた中で、白地地域はだめだとか、国有地はだめだとかというふうな条件が出てきまして、そういうものを排除してみたり、あと事業費がこのぐらいかかるので、持ち出しはこのぐらいかかりますという中で、そんなに持ち出しはできないということで手下げされたということで、これは各農家納得しているものでございます。

委員長

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、報告済みといたします。

(11)、株式会社滝川グリーンズに関する報告について説明を求めます。

(11) 株式会社滝川グリーンズに関する報告について

・ 定時株主総会の開催結果について

・ 経営診断業務の実施について

多田参事

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ありますか。

委員外議員から発言の申し出がありましたので、発言内容の確認をまずしたいと思います。

清水委員外議員

委託業者の関係、それと未利用地の関係について市はこれまでどういうふうに把握、計画をしていたのかということについてです。

委員長

ただいま清水議員より発言をしたいとの申し出がありましたので、お諮りいたします。

清水議員の発言を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

委員長

挙手多数であります。

それでは、清水議員の発言を認めることに決定いたしました。

清水議員の発言時間については2分間ということで諮りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、異議なしということで清水議員の発言を許可いたします。

清水委員外議員

まず、レストラン委託業者が昼食弁当のおくれ、また開店時間が12時を過ぎると、これは契約違反にも該当するという指摘と、もう一つは一番最後のページに未利用の遊休地の活用については経営体としての自覚が不足している部分もあるようだという指摘がされています。今回の委託調査については、こういった指摘がされたのだが、この2点については特別新しいというふうには私は思わないのだけれども、特に1点目のほうについては市で把握していたのかどうか、また把握していたとすれば、それについてどんな対応をしてきたのか。2点目の遊休地については、これは指定管理の事業計画の中で遊休地の活用を図ろうというような話をこれまで市はやってきたのか、それともやってきていないのかという点です。

以上です。

多田参事

レストランの委託に関してのこの表現ですけれども、レストランの営業のあり方につきましては打ち合わせの中で報告を受けて適切に契約どおり実行するようにといった指導は過去にしてきてございます。ただ、実態として今委託を受けている業者のほうでかなり難しい面があると。ですので、そういった面を改善してほしい、するべきでないかというような行政としての指導等もしている部分であります。

未利用地の部分ですけれども、指定管理によってグリーنزのほうに管理を委託をしてございますけれども、パークゴルフ場との間の芝生につきましては芝生としての利用といいますか、活用といいますか、例えばイベント等での活用等も行ってきました。さらには、コテージの向かいの農園の部分につきましては、近隣の農家さんとの連携の中で野菜等の作付等を行いながら施設での活用、あるいは販売等も行っているというような実態もございます。今委託先のほうから、診断の中身としましては、さらなる有効活用といったことでの必要性を検討すべきではないかといった視点で指摘を受けているというのが実態でございます。

以上です。

委員長

再質疑ありますか。40秒です。

清水委員外議員

1点目のほうについてもう一回伺いたいのですが、昼食弁当がおくれるとか開館時間がおくれるというのはこういう飲食業にあってちょっと考えられない話、早くあけていて普通ですよ。こういったことが1度ならず繰り返されているにもかかわらず、契約の見直しだとかをしてこなかったということなのか、それとももう今の時点では改善されたということなのかお伺いしたいと思います。

多田参事

市のほうとしては、契約どおり改善をするように、きちっと契約に沿った形で運営をするようにグリーنزのほうに話をし、グリーنزからは委託業者のほうにそういった中でおくれるですとかいろんな、どちらかというと苦情に近いようなものにつきましては適切に対応するようなことで打ち合わせを行ってき

ているというのが実態でございます。ただ、それがなかなかお客様との対応の中で実現できなかったり、あるいは宴会との関係の中で時間がおくれたりだとか、そういうことが起こってきているというのが実態でございます。このままでもいいというふうに当然理解しているわけではなくて、今後さらに改善をさせていく、あるいはしていく必要があるというふうに思っております。

清水委員外議員
委員長

終わります。

それでは、報告済みといたします。

ここで所管の入れかえをいたします。10分間の休憩をいたします。35分に再開をいたします。

休憩に入ります。

休 憩 15 : 25

再 開 15 : 35

委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(12)、新滝川市活力再生プラン平成23年度実績報告及び最終報告について説明を求めます。

深瀬課長
委員長

(12) 新滝川市活力再生プラン平成23年度実績報告及び最終報告について
(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

(13)、地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について(道路法関係)説明を求めます。

(13) 地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について(道路法関係)

尾崎副主幹
委員長

(別紙資料に基づき説明する。)

次の(14)も同趣旨なので、続けて説明してもらえますか。

(14) 地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について(都市公園法関係)

尾崎副主幹
委員長
窪之内

(別紙資料に基づき説明する。)

それでは、(13)、(14)、一括で質疑をお受けします。質疑ありますか。

道路法の関係のほうですが、国の基準と違うというか、市の基準を独自に設定するということの案が幾つか盛り込まれているのですが、スペースの幅員を広げるということはわかるのですが、歩道においては縮小ができるというふうに書かれていますが、この場合縮小することができることを例えばどこまでとかという設定、2分の1まで、車いすがすれ違わなくても車いすが通れるというふうに考えられるところなのかどうか、どういうふうに読んだらいいのかなということが1点と、堆雪幅なのですけれども、これで今までなかったことを市の基準として条例上明記されるということになるのですが、現状はこの条例を明記しても大丈夫な状況になっているのかどうか。道路状態が雪のスペースをちゃんと設けられているというふうに確認してもいいのかどうかの2点伺います。

尾崎副主幹

1番目のご質問なのですけれども、歩道につきましては今現在2メートル以上ということでございますけれども、どうしても2メートルとれない道路が市内

に多くて、幅につきましては車いすが歩行できる幅というふうに今考えております。ということで、1メートル以上というような形で今考えております。それから、堆雪幅でございますが、堆雪幅につきましては道路構造令には基準はないのですが、今北海道の設計の基準におきまして堆雪幅というのがございまして、その堆雪幅をとるような設計で組んでおります。ただ、どうしても道路が狭いところで過去に整備をしているところにつきましては、この堆雪幅がとれないという場合もございます。今後整備をする道路につきましては、この堆雪幅をとれるような形で整備をしていきたいというふうには考えております。以上です。

窪之内

最後の堆雪幅で見れば、新しい道路に適応するだけで、現状の道路でないということについては条例で設けても大丈夫だというふうに理解していいのかということと、先ほどの縮小するということで見れば1メートルを考えているということだったのですが、この基準だけ見るとどこまででも縮小することができるというふうに読んでも差し支えないようなものになるので、これはもし案として出すのであれば、やはり最低の1メートルとかというのを明記すべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

尾崎副主幹

従前、24年度ですか、条例が制定されるまでに整備された道路につきましては、この条例で盛り込まれる堆雪幅というものの適用は受けないというふうになりますので、今現在整備されている道路については条例の適用を受けないということ北海道のほうから聞いております。

それから、歩道の幅につきましては明記すべきということで今お話がございましたけれども、歩道につきましては原則2メートル以上なのですけれども、どうしてもやっぱりとれないということで、例えば1メートル未満の歩道のような形をしているのですけれども、構造令でいったら歩道でないというような歩道も市内に結構ございます。ただ、例えば75センチであつても人が歩くことは可能ですので、なるべく幅が狭くても歩道というふうにしてこちらとしては取り扱っていききたいなというふうに考えております。ですから、あえて何メートル以上という文言は今入れておりません。

委員長

よろしいですか。

窪之内

はい。

委員長

ほかに質疑ございますか。

清水委員外議員

清水委員外議員から発言の申し出がありましたので、発言内容の確認をします。今の窪之内委員のところで、国の基準があつたときも、それより基準に従わないでつくることができたということと、新たに今度条例をつくった場合にこの条例に従わないでつくることができるというように解釈できるのですが、そのあたりのことについて伺います。

委員長

清水議員から申し出がありましたけれども、お諮りいたします。

清水議員の発言を許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

委員長

挙手多数でありますので、清水議員の発言を認めます。

発言時間については、2分間をお願いします。

清水委員外議員

国の基準では3.5メートル以上、その他2メートル以上と、けれども実際には2メートルない、1メートル以上ということをつくってきている場所があると、つまり基準があつてもそれ以内で実態に合わせて今までやってきているわけで

すよね。ということは、新たに今度条例をつくっても同じようなことがあって、基準をつくってもやっぱり実態に合わせてということが当然起きるのだろうという確認が1つです。

もう一つは、そうすると基準をつくる意味というのは目安というようなことで、やはり基本はその地形だとか実態を踏まえてということについてのそういう基本的な基準の持つ意味というか、これは変わらないというふうに考えていいのでしょうか。

尾崎副主幹

今ある道路構造令という国の基準がございまして、先ほど2メートル未満の歩道という話をしたのですが、道路構造令というもののの中では歩道というふうにならない状態の歩道のような形態をしたものがあるという理解をしていただきたいと思います。それで、そこは道路構造令でいいますと施設帯というような位置づけでございまして、ただ現地は人も歩けますし、自転車も通行できるような状態にはなっているのですけれども、道路構造令の幅の規定からいきますと歩道にあらずというような形にはなっております。それで、今条例に従わないという話がありましたけれども、そういう結局施設帯という位置づけになっているものにつきましても市としては歩道という位置づけにしたいということで幅員の基準を緩和するというような形で考えております。ですから、条例に従わないということではなくて、条例に則した道路整備をやっていくというふうに今後も、その条例施行後はやります。

それから、条例でつくった基準に合わないものについては歩道にあらずということになれば、それは施設帯という位置づけになろうかと思います。

以上です。

委員長

よろしいですか。残り1分です。

清水委員外議員

先ほど1メートル以上というのは、それは歩道という扱いではなく施設帯ということだった。ということは、全然別個の話だったのですよね。しかし、これからは歩道ということにして明確にしたいという部分についてはわかったのです。そうすると、ほかのいろんな項目ありますけれども、それぞれの項目について基準があると、しかし基準以下についても別の概念で数値が低いものを、実態としては同じようなものをつくるということをこれまでもやってきたのだと。

しかし今回の条例改正で意見を求めようというものについては精査して、そういうものはこういう点に限られるというようなことで行っていくのか伺います。

尾崎副主幹

基準が今現在もございまして、確かに2メートル未満のものにつきましては歩道にあらずと、この構造令ではなっております。歩道ではないから、それは施設帯ですよとか、路肩ですよということで法律上は確かにそういう整理になるのですけれども、実態現地にあるものとしましてはやはり縁石もついてますし、車道とその部分との15センチ程度の高さの差がございまして、そういう点からすると車道と歩道の分離がされているということで、ただ幅がちよっと足りないというだけなものですから、やっぱりうちとしましてはそれは歩道というふうに今後見ていきたいなということで考えております。それを例えば歩道ではないから路肩ですよとか、施設帯ですよということで法律的な位置づけはそうやってしてきたのですけれども、今後は歩道というふうに整理をしていきたいというふうに考えております。

委員長

それでは、報告済みといたします。

(15)、建設部工事発注状況について説明を求めます。

深瀬課長
 委員長 (15) 建設部工事発注状況について
 (別紙資料に基づき説明する。)
 それでは、質疑ありますか。
 (なしの声あり)

委員長 報告済みといたします。
 (16)、平成24年度一般会計補正予算について説明を求めます。
 (16) 平成24年度一般会計補正予算について
 (別紙資料に基づき説明する。)
 説明が終わりました。
 議案関連となっておりますので、ご注意ください。
 質疑ありますか。
 (なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。
 (17)、石狩川流域下水道組合規約の変更について説明を求めます。
 (17) 石狩川流域下水道組合規約の変更について
 (別紙資料に基づき説明する。)
 それでは、議案関連となっておりますので、ご注意ください。質疑ありますか。
 (なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。
 続きまして、(18)、地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について説明を求めます。
 (18) 地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について(下水道法関係)

山崎副主幹
 委員長 (別紙資料に基づき説明する。)
 それでは、質疑ありますか。
 (なしの声あり)

委員長 報告済みといたします。
 (19)、専決処分について説明を求めます。
 (19) 専決処分について(市営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いの請求に関する調停の申立て及び公営住宅の明渡し等)

高瀬技監
 委員長 (別紙資料に基づき説明する。)
 質疑ありますか。
 (なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。
 (20)、専決処分について(滝川市立開西中学校改築工事に係る工事請負契約の変更)について説明を求めます。
 (20) 専決処分について(滝川市立開西中学校改築工事に係る工事請負契約の変更)

伊藤主幹
 委員長 (別紙資料に基づき説明する。)
 説明が終わりました。
 議案関連となっております。ご注意ください。
 質疑ありますか。

窪之内 議案関連なのですけれども、1点だけ、油漏れが徐々にということだったので、どこからどういう原因で油漏れがあったのかだけ伺います。

伊藤主幹 油漏れの部分なのですけれども、ちょっと図面が小さくて見にくいと思うのですけれども、もともとの地下タンクというのがこの位置にございました。そこから建物内部に入り込んでいたのです。今回この部分、ちなみに地下タンクで今まで重油で暖房を補っていたのですけれども、これからはメーンは電気の蓄熱式暖房になります。ですから、地下タンクは今回全部撤去いたしました。灯油タンクを一部使うところもあるのですけれども、地上タンクに切りかえました。この地下タンクから建物の中に灯油管が床下を走っておりまして。その床下を走っていた土間床のところを一回掘削をかけて一部エレベーターをつくるのに深く掘ったのですけれども、そこに油分の水が差してきたというので、このあたり周辺を調べました。そうすると、一気に漏れたものではないと思うのです。重油が一気になくなるというようなことは学校側から聞いておりませんので、かなり長い年月をかけて漏れていたのだと思います。平米数にして200平米分ぐらいの床の部分で油漏れが認められたということで、建物の基礎の中でしたので、外には一切漏れていないです。それも確認させていただきました。建物の中の部分だけ土間コンを撤去しまして、油漏れしていた床の土を撤去して処分させていただいたという中身になってございます。

窪之内 ということは、タンクではなくて配管の部分での徐々の油漏れだということですか。

伊藤主幹 まさにそのとおりで、タンク自体は問題ありませんでした。そこから建物の中に引き込まれていた給油管から徐々に漏れていたということです。

委員長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

(21)、地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について説明を求めます。

(21)地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について(公営住宅法関係)

伊藤主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ありますか。

発言内容の確認をいたします。

清水委員外議員 入居資格で裁量階層について、これまでの実態が少ないというようなことがうかがわれていたのですが、そういうことも含めて、少なければこれでいいと思うのですけれども、今まで多ければそれによる不利益を受ける人が多くなるというようなこと。

委員長 清水議員より発言の申し出がありました。

お諮りいたします。清水議員の発言を許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

委員長 挙手多数であります。

清水議員の発言を認めます。

2分間でお願いいたします。

清水委員外議員 まず、裁量階層の枠でこれまで入居の実績はどの程度あるのか、何割とか何戸とか、そのような形でお伺いしたいと思います。

2点目は、滝川市は確かに入居の倍率が高いので、あえてそういう高い収入の

- 人を入れることによって低所得者を除外することのなきよう、それ自体は非常によくわかる話なのですが、まずはこれまでの実績がわからないと一般論に終わってしまうのでということです。1点目答えていただければ、わかります。
- 伊藤主幹 24年8月7日現在で滝川市の収入階層別割合を言いますと、収入分位1、政令月収ゼロから10万4,000円までが82.3パーセント、収入分位2、10万4,001円から12万3,000円、これが4.9パーセント、収入分位3、12万3,001円から13万9,000円、これが2.7パーセント、収入分位4、13万9,001円から15万8,000円、これが2.3パーセント、収入分位5、15万8,001円から18万6,000円、これが3パーセント、収入分位6、18万6,001円から21万4,000円、これが2パーセント、収入分位7、21万4,001円から25万9,000円までの方が1.5パーセント、25万9,001円以上というのが1.3パーセントというような状況になってございます。
- 委員長 よろしいですか。残り1分です。
- 清水委員外議員 1パーセントと1.3パーセントだから、2.3パーセントの人が……
(「1.5パーセントと1.3パーセントです」と言う声あり)
- 清水委員外議員 1.5と1.3。
(「はい」と言う声あり)
- 清水委員外議員 2.8パーセントの方が裁量階層での実績だということがわかりました。その裁量階層というのは、主にどういうことで居住の安定を図る必要がある世帯なのでしょう。
- 林副主幹 裁量階層については、例えば入居者または同居者に障がい者がいる世帯ですとか、戦傷病者ですとか原爆の被災者、あとは同居者に小学校就学前の児童がいる方というようなことです。
(「老人」と言う声あり)
- 林副主幹 老人もそうです。そのような世帯です。
- 委員長 ほかに質疑ございますか。
(なしの声あり)
- 委員長 それでは、すべて報告済みといたします。ご苦労さまでした。
- 委員長 **2. 第3回定例会以降の調査事項について～別紙**
続きまして、2の第3回定例会以降の調査事項についてお諮りいたします。別紙調査項目に記載されているとおりといたしたいと思いますが、ご意見ございますか。
(なしの声あり)
- 委員長 それでは、閉会中の調査項目はこのとおりといたします。
- 委員長 **3. その他について**
3、その他について、事務局からありませんが、意見をお持ちの方いらっしゃいますか。
(なしの声あり)
- 委員長 **4. 次回委員会の日程について**
4、次回委員会の日程については、正副委員長にご一任願えますか。
(異議なしの声あり)
- 委員長 以上をもちまして第15回経済建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 16:40